

共済組合ガイドブック

【共済だより特別号】

予算



P2-3

掛金、標準報酬



P4-11

支える共済事業
素敵な暮らしを
あなたと家族の

健康増進



P20-21

貯金



P22

被扶養者



P12-15

医療



P16-17

貸付



P23

団体保険



P24

休業給付



P17

年金



P18-19

2026
保存版

防長苑



P26-27

HP・SNS



P28

共済組合の行う
事業のすべてが
この1冊に!

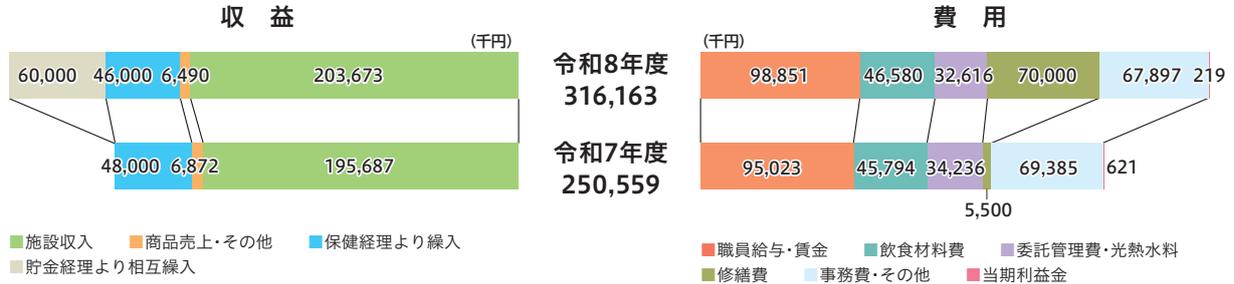
令和8年度の事業計画から予算、共済制度の説明まで詰め込みました。
まずは、1度読んでいただき、1年間お手元に置いて、必要な時に読み返して
ください。

ホームページもご覧ください <https://www.kyosai-yamaguchi.jp>



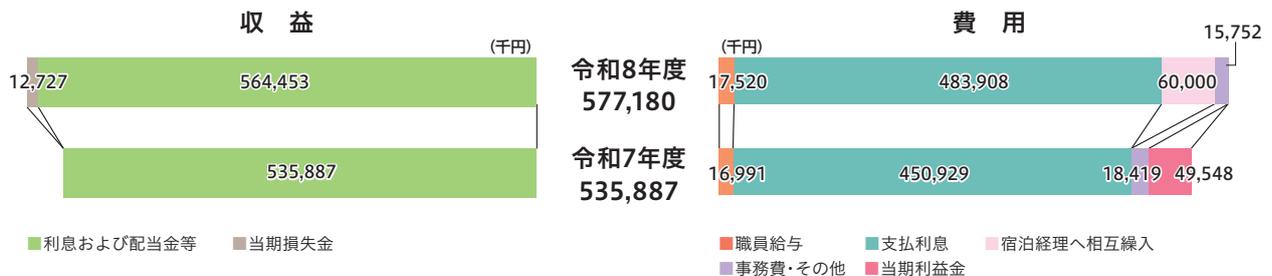
宿泊経理

「愛され、必要とされる保養所」を目指し、第四次経営改善計画におけるアクションプランをもとに、組合員ニーズに応えるサービスを提供します。



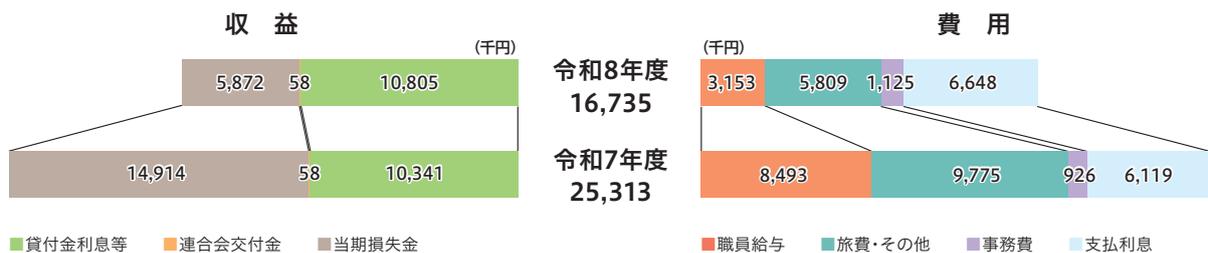
貯金経理

安全性の確保および運用利回り低下の抑制に努め、資産形成に資するため、預けられた資金を一括で運用して収益を得て、利息として還元します。



貸付経理

生活の安定と福祉の向上に役立てるために、臨時的支出に対して貸付を行います。



厚生年金保険・退職等年金・経過的長期経理

全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）との共同事業として、老齢厚生年金や障害厚生年金、遺族厚生年金等の受付・審査・相談等を行います。

それぞれの経理の収益は、連合会へ全額払い込みます。

退職等年金預託金管理経理

連合会からの預託により、貸付経理への事業資金の貸付等を行い、年金積立金の一部を運用します。

収益は、連合会へ全額払い込みます。

令和8年度 掛金・負担金率

共済組合の事業運営に係る費用は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体等が負担する負担金により賄われています。

令和8年度の掛金率・負担金率

組合員の皆さんに、掛金をご負担いただきます。
標準報酬月額・標準期末手当等の額に掛金率を乗じます。

(単位:%)

組合員種別	経理区分	短期経理			保健経理	厚生年金保険経理	退職等年金経理
		掛金	介護掛金	子ども・子育て支援掛金	掛金	組合員保険料	掛金
一般組合員	一般職	50	8	1.15	2	91.5	7.5
	特別職	50	8	1.15	2	91.5	7.5
	組合専従	50	8	1.15	2	91.5	7.5
	派遣職員	50	8	1.15	2	91.5	7.5
	地方独立行政法人の職員	50	8	1.15	2	91.5	7.5
短期組合員		50	8	1.15	2	—	—
特定消防組合員		50	8	1.15	2	91.5	7.5
市町村長組合員		50	8	1.15	2	91.5	7.5
船員一般組合員		48.2	8	1.15	2	91.5	7.5
船員短期組合員		48.2	8	1.15	2	—	—
長期組合員		2.32	—	—	2	—	7.5
後期高齢者等短期組合員		2.32	—	—	2	—	—
任意継続組合員		100	16	2.3	—	—	—

※短期経理の介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

※厚生年金保険経理の組合員保険料は、70歳未満の組合員について徴収します。

地方公共団体等に、負担金をご負担いただきます。

標準報酬月額・標準期末手当等の額に負担金率を乗じます。

(単位:%)

組合員種別	経理区分	短期経理					保健経理	厚生年金保険経理		経過的長期経理	退職等年金経理	業務経理	
		負担金	介護負担金	子ども・子育て支援負担金	調整負担金	公的負担金	負担金	負担金	公的負担金	負担金	負担金	子ども・子育て拠出金	事務費負担金(1人当たり月額)
一般組合員	一般職	50	8	1.15	0.05	0.82	2	91.5	39.9	0.0869	7.5	—	1,104円
	特別職	50	8	1.15	0.05	0.82	2	91.5	39.9	0.0869	7.5	—	
	組合専従	50	8	1.15	0.05	0.82	2	91.5	39.9	—	7.5	3.6	
	派遣職員	50	8	1.15	0.05	0.82	2	91.5	39.9	0.0869	7.5	3.6	
	地方独立行政法人の職員	50	8	1.15	0.05	—	2	91.5	39.9	0.0869	7.5	3.6	
短期組合員		50	8	1.15	0.05	0.82	2	—	—	—	—	—	515円
特定消防組合員		50	8	1.15	0.05	0.82	2	91.5	39.9	0.0869	7.5	—	1,104円
市町村長組合員		50	8	1.15	0.05	0.82	2	91.5	39.9	0.0869	7.5	—	
船員一般組合員		51.8	8	1.15	0.05	0.82	2	91.5	39.9	0.0869	7.5	—	515円
船員短期組合員		51.8	8	1.15	0.05	0.82	2	—	—	—	—	—	
長期組合員		2.32	—	—	—	0.82	2	—	—	0.0869	7.5	—	1,104円
後期高齢者等短期組合員		2.32	—	—	—	0.82	2	—	—	—	—	—	515円

※短期経理の介護負担金は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

※厚生年金保険経理の負担金・公的負担金は、70歳未満の組合員について徴収します。

【令和8年度】標準報酬等級表および掛金(保険料)一覽

計算式：掛金(保険料) = 標準報酬月額 × 掛金率 <円位未満切捨て>

ご自身の標準報酬月額等の行をご覧いただくと、1か月当たりの掛金を確認することができます。

(単位：円、%)

標準報酬				報酬月額		掛金(保険料)率						掛金合計 (短期組合員除く)		掛金合計 (短期組合員)			
短期 給付	等級		月額	以上	未満	短期	介護	子ども・ 子育て 支援	保健	厚生 年金	退職等 年金	介護除く	介護含む	介護除く	介護含む		
	長期給付 厚生 年金	退職等 年金															
1			58,000	0~	63,000	2,900	464	66	116					11,794	12,258	3,082	3,546
2	1	1	68,000	63,000~	73,000	3,400	544	78	136	8,052	660			12,326	12,870	3,614	4,158
3			78,000	73,000~	83,000	3,900	624	89	156					12,857	13,481	4,145	4,769
4			88,000	83,000~	93,000	4,400	704	101	176					13,389	14,093	4,677	5,381
5	2	2	98,000	93,000~	101,000	4,900	784	112	196	8,967	735			14,910	15,694	5,208	5,992
6	3	3	104,000	101,000~	107,000	5,200	832	119	208	9,516	780			15,823	16,655	5,527	6,359
7	4	4	110,000	107,000~	114,000	5,500	880	126	220	10,065	825			16,736	17,616	5,846	6,726
8	5	5	118,000	114,000~	122,000	5,900	944	135	236	10,797	885			17,953	18,897	6,271	7,215
9	6	6	126,000	122,000~	130,000	6,300	1,008	144	252	11,529	945			19,170	20,178	6,696	7,704
10	7	7	134,000	130,000~	138,000	6,700	1,072	154	268	12,261	1,005			20,388	21,460	7,122	8,194
11	8	8	142,000	138,000~	146,000	7,100	1,136	163	284	12,993	1,065			21,605	22,741	7,547	8,683
12	9	9	150,000	146,000~	155,000	7,500	1,200	172	300	13,725	1,125			22,822	24,022	7,972	9,172
13	10	10	160,000	155,000~	165,000	8,000	1,280	184	320	14,640	1,200			24,344	25,624	8,504	9,784
14	11	11	170,000	165,000~	175,000	8,500	1,360	195	340	15,555	1,275			25,865	27,225	9,035	10,395
15	12	12	180,000	175,000~	185,000	9,000	1,440	207	360	16,470	1,350			27,387	28,827	9,567	11,007
16	13	13	190,000	185,000~	195,000	9,500	1,520	218	380	17,385	1,425			28,908	30,428	10,098	11,618
17	14	14	200,000	195,000~	210,000	10,000	1,600	230	400	18,300	1,500			30,430	32,030	10,630	12,230
18	15	15	220,000	210,000~	230,000	11,000	1,760	253	440	20,130	1,650			33,473	35,233	11,693	13,453
19	16	16	240,000	230,000~	250,000	12,000	1,920	276	480	21,960	1,800			36,516	38,436	12,756	14,676
20	17	17	260,000	250,000~	270,000	13,000	2,080	299	520	23,790	1,950			39,559	41,639	13,819	15,899
21	18	18	280,000	270,000~	290,000	14,000	2,240	322	560	25,620	2,100			42,602	44,842	14,882	17,122
22	19	19	300,000	290,000~	310,000	15,000	2,400	345	600	27,450	2,250			45,645	48,045	15,945	18,345
23	20	20	320,000	310,000~	330,000	16,000	2,560	368	640	29,280	2,400			48,688	51,248	17,008	19,568
24	21	21	340,000	330,000~	350,000	17,000	2,720	391	680	31,110	2,550			51,731	54,451	18,071	20,791
25	22	22	360,000	350,000~	370,000	18,000	2,880	414	720	32,940	2,700			54,774	57,654	19,134	22,014
26	23	23	380,000	370,000~	395,000	19,000	3,040	437	760	34,770	2,850			57,817	60,857	20,197	23,237
27	24	24	410,000	395,000~	425,000	20,500	3,280	471	820	37,515	3,075			62,381	65,661	21,791	25,071
28	25	25	440,000	425,000~	455,000	22,000	3,520	506	880	40,260	3,300			66,946	70,466	23,386	26,906
29	26	26	470,000	455,000~	485,000	23,500	3,760	540	940	43,005	3,525			71,510	75,270	24,980	28,740
30	27	27	500,000	485,000~	515,000	25,000	4,000	575	1,000	45,750	3,750			76,075	80,075	26,575	30,575
31	28	28	530,000	515,000~	545,000	26,500	4,240	609	1,060	48,495	3,975			80,639	84,879	28,169	32,409
32	29	29	560,000	545,000~	575,000	28,000	4,480	644	1,120	51,240	4,200			85,204	89,684	29,764	34,244
33	30	30	590,000	575,000~	605,000	29,500	4,720	678	1,180	53,985	4,425			89,768	94,488	31,358	36,078
34	31	31	620,000	605,000~	635,000	31,000	4,960	713	1,240	56,730	4,650			94,333	99,293	32,953	37,913
35			650,000	635,000~	665,000	32,500	5,200	747	1,300					98,897	104,097	34,547	39,747
36			680,000	665,000~	695,000	34,000	5,440	782	1,360					100,492	105,932	36,142	41,582
37			710,000	695,000~	730,000	35,500	5,680	816	1,420					102,086	107,766	37,736	43,416
38			750,000	730,000~	770,000	37,500	6,000	862	1,500					104,212	110,212	39,862	45,862
39			790,000	770,000~	810,000	39,500	6,320	908	1,580					106,338	112,658	41,988	48,308
40			830,000	810,000~	855,000	41,500	6,640	954	1,660					108,464	115,104	44,114	50,754
41			880,000	855,000~	905,000	44,000	7,040	1,012	1,760					111,122	118,162	46,772	53,812
42			930,000	905,000~	955,000	46,500	7,440	1,069	1,860					113,779	121,219	49,429	56,869
43			980,000	955,000~	1,005,000	49,000	7,840	1,127	1,960					116,437	124,277	52,087	59,927
44			1,030,000	1,005,000~	1,055,000	51,500	8,240	1,184	2,060					119,094	127,334	54,744	62,984
45			1,090,000	1,055,000~	1,115,000	54,500	8,720	1,253	2,180					122,283	131,003	57,933	66,653
46			1,150,000	1,115,000~	1,175,000	57,500	9,200	1,322	2,300					125,472	134,672	61,122	70,322
47			1,210,000	1,175,000~	1,235,000	60,500	9,680	1,391	2,420					128,661	138,341	64,311	73,991
48			1,270,000	1,235,000~	1,295,000	63,500	10,160	1,460	2,540					131,850	142,010	67,500	77,660
49			1,330,000	1,295,000~	1,355,000	66,500	10,640	1,529	2,660					135,039	145,679	70,689	81,329
50			1,390,000	1,355,000~		69,500	11,120	1,598	2,780					138,228	149,348	73,878	84,998

●介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収します。

●厚生年金保険料の徴収は、70歳到達月の前月までです。

●船員組合員については、短期掛金率は【48.2%】で計算します。

●期末手当等については、上記のように等級表を使用するのではなく、実際に組合員が受けた期末手当等の額(千円未満切捨て)を標準期末手当等の額として、掛金(保険料)を算定します。

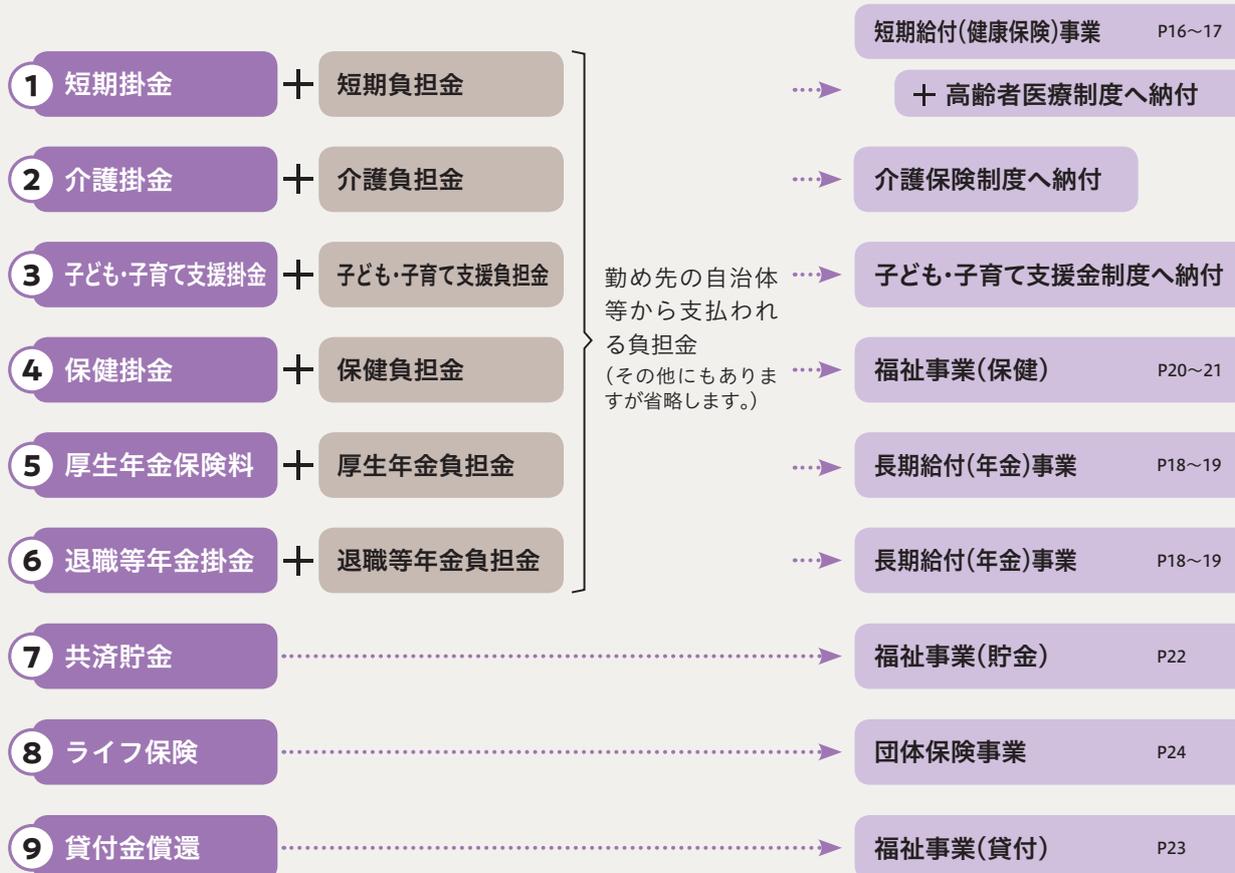
例えば、標準報酬月額が20万円の方は、この行を確認してください。

お問い合わせ 保険課 資格測定担当 ☎ 083-925-6142

共済組合に納めるお金(掛金)

給与明細からみた掛金と共済事業とのつながり

給与支給明細書		職員番号	役職名	氏名	級・号給								
令和 ○年 ○月 ○日		○○○	○○○	山口 共済	○・○○								
支給項目	基本給	管理職手当	扶養手当	住宅手当	通勤手当	地域手当	時間外勤務手当						
	200,000				5,000								
控除項目	短期掛金	介護掛金	子ども・子育て支援掛金	保健掛金	厚生年金保険料	退職等年金掛金	所得税	市町村民税	共済貯金	ライフ保険	貸付金償還	職員組合費	自治労生保
	10,000	1,600	230	400	18,300	1,500	3,800	18,000	20,000	1,314	7,800	3,200	7,330
標準報酬月額(短期) 17級	200,000円												
標準報酬月額(厚年) 14級	200,000円												
標準報酬月額(退職) 14級	200,000円												
									総支給額	控除総額	差引支給額		
									205,000	93,474	111,526		

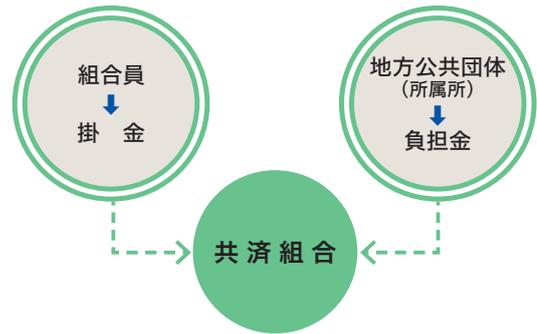


※共済組合の事務経費は、事務費負担金の他、短期や保険の掛金・負担金、貯金、貸付・団体保険事業の収益などから賄っています。

ご自身の①~⑥ 掛金・保険料は、「標準報酬月額×掛金(保険料)率」で算定できます。
詳しくは、P4、5をご覧ください。

共済組合の事業^{*}を行う財源は、地方公共団体が事業主として納める「負担金」と、組合員が納める「掛金（保険料）」で賄われています。

^{*}宿泊事業、貯金事業、貸付事業は除きます。



掛金は、所属所を通じて共済組合に納められます。掛金および負担金の率は、年度ごとに決定します。

掛金(保険料)算定方法(円位未満切捨て)

給料：標準報酬月額 × 掛金率

ボーナス：標準期末手当等額 × 掛金率

掛金(保険料)は、給与明細の、短期掛金、厚生年金保険料などの名前で表示されているお金のことよ。



掛金を計算する基となる標準報酬月額は、報酬月額を標準報酬等級表にあてはめることで確認できるよ。



給料について

標準報酬月額とは？ (8ページに関連記事があります)

組合員の資格を取得したときには、その資格を取得した日の報酬を等級表にあてはめて標準報酬月額を決定(「資格取得時決定」)します。その後、標準報酬月額は、毎年1回9月の「定時決定」により再決定し、大幅に報酬が変動した場合は、「随時改定」等により変更となります。

令和8年度 算出例

205,000円の報酬月額の場合
↓
標準報酬月額 200,000円

短期掛金	200,000円 × 50% = 10,000円 (75歳以上の方は2.32%)
介護掛金	200,000円 × 8% = 1,600円 (40歳以上65歳未満の方のみ徴収)
子ども・子育て支援掛金	200,000円 × 1.15% = 230円
福祉(保健)掛金	200,000円 × 2% = 400円
厚生年金保険料	200,000円 × 91.5% = 18,300円 (70歳未満の方のみ徴収)
退職等年金掛金	200,000円 × 7.5% = 1,500円

⇒5ページ「標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧」をCHECK!

ボーナスについて

標準期末手当等額とは？

ボーナスを受けた月において、組合員が受けた期末手当等の額に基づき、1,000円未満の端数を切り捨てたうえで、標準期末手当等額を決定します(上限 短期：年間累計573万円、長期(年金)：各支給期150万円)。

令和8年度 算出例

423,833円のボーナス額の場合
↓
標準期末手当等額 423,000円

短期掛金	423,000円 × 50% = 21,150円 (75歳以上の方は2.32%)
介護掛金	423,000円 × 8% = 3,384円 (40歳以上65歳未満の方のみ徴収)
子ども・子育て支援掛金	423,000円 × 1.15% = 486円
福祉(保健)掛金	423,000円 × 2% = 846円
厚生年金保険料	423,000円 × 91.5% = 38,704円 (70歳未満の方のみ徴収)
退職等年金掛金	423,000円 × 7.5% = 3,172円

標準報酬月額の設定と改定について

標準報酬とは、共済組合の掛金や育児休業手当金などの短期給付、老齢厚生年金などの長期給付の算定の基礎となるものであり、組合員の受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づき決められます。

掛金の
算定

手当金など
の算定

年金の
算定

報酬の 範囲

標準報酬月額の算定の基礎となる報酬の範囲は、原則として、組合員が自己の労務の対償として受ける基本給や諸手当等のすべてです。報酬は、その性質に応じて、「固定的給与」と「非固定的給与」とに区分されます。

固定的給与の例	非固定的給与の例
基本給、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当など	時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、寒冷地手当など

この標準報酬月額は、原則として、年1回の決まった時期（毎年9月）に見直しが行われ、1年の途中で報酬が大きく変動した場合には、一定の要件を満たしたときに改定されることになっています。

資格取得時決定	組合員となったときに行う決定
定時決定	年1回の決まった時期（毎年9月）の見直し
随時改定	報酬が大きく変動したときに行う改定
産前産後休業終了時改定	産前産後休業が終了したときに行う改定
育児休業等終了時改定	育児休業等が終了したときに行う改定

資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格取得日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。

決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日から、その年の8月（6月1日から12月31日までの間に資格を取得した組合員については、翌年の8月）まで適用します。

定時決定

組合員が実際に受けている報酬と既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年4月から6月の3か月間に受けた報酬月額の平均額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬月額を決定します。これをその年の9月から翌年の8月まで各月の標準報酬月額とします。

定時決定は、原則として、毎年7月1日に組合員である方が対象となります。

ただし、6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方、7月から9月までのいずれかの月に随時改定・産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定が行われる方は、その年の定時決定の対象とはなりません。

4月の報酬

5月の報酬

6月の報酬

4月から6月の報酬の平均額
「標準報酬等級表」にあてはめる

標準報酬月額
(9月から翌年8月まで適用)

随時改定

9月から翌年の8月までの間に報酬が大幅に変動し、次の3つすべてに該当するときに行われます。

- ①昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき(※1)
- ②変動月から3か月の間に支払われた報酬の平均額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき(※2)
- ③3か月とも支払基礎日数以上であったとき

※1 固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬の著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。

※2 2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額した場合か、いずれも減額した場合に限られます。したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合またはその逆の場合には、随時改定の対象とはなりません。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業終了日においてその産前産後休業に係る子を養育する場合、本組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬月額を改定します。産前産後休業終了時改定により改定された標準報酬月額は、次の定時決定まで適用されます。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、対象とはなりません。

育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合で、本組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬月額を改定します。育児休業等終了時改定により改定された標準報酬月額は次の定時決定まで適用されます。ただし、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は、対象とはなりません。

お問い合わせ ▶ 保険課 資格調定担当 ☎ 083-925-6142

掛金の免除について

産前産後休業および育児休業等を取得している組合員は、申出により定められた期間について掛金が免除されます。

産前産後休業

掛金免除

○免除期間

いつから ▶ 出産（予定）日の42日前（多胎妊娠の場合は98日前）の属する月

いつまで ▶ 出産日の56日後の翌日の属する月の前月

※特別休暇の産前産後休業として承認された期間に限り、免除となります。

○申出方法

産前産後休業掛金免除申出書を免除期間の開始前までに所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
なお、出産日が予定日と異なる場合、変更の申出が必要になりますのでご注意ください。

育児休業等

掛金免除

○免除期間

いつから ▶ 育児休業等を開始した日の属する月

いつまで ▶ 育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月

○掛金免除の要件

標準報酬

次のいずれかの要件を満たす場合も、掛金免除に該当します。

- ・月の末日に育児休業を取得していること。
- ・育児休業の始期・終期が同一月の場合、育児休業の期間が14日以上であること。

標準期末手当

次の両方の要件を満たすとき掛金免除に該当します。

- ・1か月を超える育児休業を取得していること。
- ・期末手当等の支給日の属する月の末日に、育児休業を取得していること。

○申出方法

育児休業等掛金免除申出書を免除期間の開始前までに所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
なお、期間が変更になった場合、変更の申出が必要になりますのでご注意ください。

例 標準報酬月額28万円 40歳未満(介護非該当)の組合員

出産予定日：令和8年3月20日

出産日：令和8年3月19日

産前産後休業：令和8年1月24日～5月14日(出産予定日の56日前より承認されている場合)

育児休業：令和8年5月15日～令和9年3月31日

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇期間		産前産後休業期間				育児休業等期間						
免除期間		産前産後休業掛金免除期間				育児休業等掛金免除期間						
免除額	0円	42,602円	42,602円	42,602円	42,602円	42,602円	42,602円	42,602円	42,602円	42,602円	42,602円	42,602円

※出産日の42日前は2月6日ですので、2月から産前産後休業掛金免除となります。

※免除期間中に支給されたボーナスについても、掛金が免除されます。

合計 596,428 円の免除！

お問い合わせ ▶ 保険課 資格調定担当 ☎ 083-925-6142

養育特例制度について

養育特例とは、3歳未満の子を養育している場合で、養育開始後の標準報酬月額が養育開始前の標準報酬月額（以下「従前標準報酬月額」という。）を下回るとき、組合員からの申出により、年金額の計算に限り従前標準報酬月額を適用する制度です。

申請日から2年間は遡及して適用を受けることができます。

なお、この制度は、短時間勤務や時間外勤務の減少等で標準報酬月額が低くなったことにより、将来受け取る年金が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付等の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

- ◎従前標準報酬月額はいつの標準報酬月額を基準とするの？
3歳未満の子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額となります。



対象者

- ◎3歳未満の子を養育している組合員

※組合員であれば、性別に関わらず対象となりますが、単身赴任等で子と別居している場合は対象となりません。

※「子を被扶養者に行っている」「育児短時間勤務・部分休業を取得している」等の要件はありません。

適用期間

開始 ⇒ 子が生まれたとき、子と養子縁組したとき、別居していた子と同居したとき

※掛金免除(育休・産休)期間中は適用になりません。

終了 ⇒ 子が3歳に到達したとき、養育しなくなったとき(死亡または別居等)、組合員資格を喪失したとき、掛金免除(育休・産休)が開始されたとき など

養育特例の開始に伴う申出方法

養育特例の適用を受ける場合には、「養育期間標準報酬月額特例申出書」と添付書類を所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

なお、現に標準報酬月額が下がっていなくても、養育特例の申出をすることは可能です。

添付書類

- ① 子の戸籍謄(抄)本(申請者が世帯主の場合で、②により続柄を確認できる場合は省略できます。)(③を提出する場合は、原則、添付を省略できます。)
※申出の対象となる子が以下の場合は、次の書類を提出してください。
 - ・特別養子縁組の監護期間にある子の場合、家庭裁判所が交付する事件係属証明書
 - ・養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合、児童相談所が交付する措置決定通知書
- ② 世帯全員の住民票の写し(③を提出する場合は、原則、添付を省略できます。)
- ③ 申請書(届出者)の個人番号を記載した場合は、次のAまたはBのいずれかの書類
 - A.マイナンバーカードの両面のコピー
 - B.マイナンバーが確認できる書類①および身元(実存)確認書類②
 - ①通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)のコピーまたは個人番号の表示のある住民票の写し
 - ②運転免許証、パスポート、在留カードなどのいずれかのコピー

養育特例の終了に伴う申出方法

子の死亡、別居などにより養育しないこととなった場合のみ、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

お問い合わせ ☎ 保険課 資格調定担当 ☎ 083-925-6142

組合員の被扶養者について

組合員の配偶者、子、父母などのうち、**主として組合員の収入によって生計を維持している方で、日本国内に住所を有する方**は、組合員の被扶養者として組合員と同様に短期給付などを受けることができます。

被扶養者の範囲

日本国内に住所を有する方(日本国内に生活の基盤があると認められる方を含む。)で、

- ① 組合員の配偶者（内縁関係を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、①に掲げる者以外の方
- ③ 組合員の内縁の配偶者の父母および子で組合員と同一世帯に属する方（当該配偶者の死後も同じ。）

被扶養者と認められない方

- ① 共済組合の組合員または健康保険の被保険者
- ② 組合員以外の者が受ける扶養手当等の対象となっている方
- ③ 組合員が他の者と共同して扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない方
- ④ **認定基準額以上の収入がある方**
- ⑤ 国内に住所を有するが、実際には海外に居住している方等

認定基準額とは

認定基準額 年額130万円	年間所得額(連続する12か月の扶養認定上の所得の合計)が認定基準額以上となる場合は、被扶養者として認定されません。
(年額150万円)	認定対象者が19歳以上23歳未満(当該年の12月31日時点の年齢)である場合は、認定基準額を年額150万円とします。(組合員の配偶者は除く)
(年額180万円)	次の者は認定基準額を年額180万円とします。 ・60歳以上の方 ・公的年金等のうち、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する方

なお、年額だけの判断ではなく、月額または日額で判断した方が実情に即している場合は、基準額を次のとおりとします。

月額基準額 108,334円	(認定基準額を12か月で割った額) 毎月の給料額の見込み(労働条件)が月額基準額以上となる場合は、被扶養者として認定されません。
日額基準額 3,612円	(月額基準額を30日で割った額) 雇用保険失業給付や休業給付の日額などが日額基準額以上となる場合は、認定基準額以上となるものとみなし、受給期間中は被扶養者として認定されません。

◎ そのほかの基準額

父母等の夫婦の場合、夫婦の扶助義務の観点から、父母等夫婦の一方の年間収入が認定基準額未満の場合であっても、夫婦の年間収入の合算額が合算基準額以上のときは、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないものとします。

父母等を認定する場合の認定基準額一覧表

合算基準額の区分		
父母ともに認定基準額が130万円 合算基準額260万円	父母の一方(A)のみ認定基準額が180万円 合算基準額265万円	父母ともに認定基準額が180万円 合算基準額270万円
年間収入額(父母のいずれかをA、Aの配偶者をBとする)	被扶養者としての認定可否	
	A	B
A、Bともに認定基準額未満で合算基準額未満	認定	認定
Aが認定基準額以上、Bが認定基準額未満で合算基準額未満	×	認定
Bが認定基準額以上、Aが認定基準額未満で合算基準額未満	認定	×
合算基準額以上	×	×

被扶養者認定における収入の取扱い

- 被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間（連続する12か月）の総収入額をいいます。
 - ・連続する12か月は、暦年（1～12月）や年度（4月～翌年3月）などに限定されません。
 - 所得税法上の所得と同一ではありません。
 - ・非課税の休業給付、公的年金（遺族年金・障害年金）等を含みます。
 - ・農業・事業・不動産所得等では、控除できる経費は共済組合が認めた経費に限ります。
- ※農業・事業・不動産所得等があるときは、必ず確定申告（または市町村県民税の申告）を行ってください。

被扶養者認定における収入の種類

1 給与収入（給料・賞与・手当・賃金等）

給料・賞与・手当・賃金の総支給額（所得税控除前の額）から通勤手当の非課税分を除いた額

2 農業・事業・不動産収入

農業・事業から生じる収入および土地、家屋等の賃貸による収入の総額から被扶養者認定上認められた経費（所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費）を控除した額

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

【農業収入の場合、特に認められる経費】

雇人費、小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、荷造運賃手数料、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※給料・賃金について

- ・従業員を雇用し、1人につき年額130万円以上を支払っている場合は、被扶養者として認められません。
- ・同居の親族に対する給料・賃金は、経費として認められません。
- ※家内特例経費等については、実際にかかった経費ではないため、経費として認められません。

事業収入については、ホームページで詳細に説明しています。



3 年金収入

各種年金（遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金を含む。）、恩給等の証書等に記載された決定年金額。ただし、個人年金は除く。

4 利子収入

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

5 その他の収入

雇用保険法に基づく失業給付または社会保険各法に基づく休業給付金等

6 組合において、1～5に準じる収入と認定した収入

株式譲渡収入等



給与収入のある被扶養者が認定取消しとなる場合

(認定基準額130万円、給与収入以外の収入がない場合の例)

- ① 労働条件上の給与等の月額が108,334円以上のとき、または労働条件上の給与等の年額が130万円以上となることが見込まれるとき
→就職日または労働条件変更日から取消し。
- ② ①以外の場合で、連続する12か月の給与等の収入の合計が130万円以上となったとき
→130万円以上となった月の初日から取消し。
- ③ ①以外の場合で、給与等の収入が3か月連続で108,334円以上となったとき
→連続して108,334円以上となった最初の月の初日から取消し。
ただし、勤務開始当初からの給与等が3か月以上連続して108,334円以上となるとみなされるときは、就職日または労働条件変更日から取消し。

※認定取消しとなる場合は①～③の限りではありません。

給与等の収入とは、給料、手当（非課税の交通費を除く）、賞与等のすべての収入の合計額をいいます。これらの収入は、全額を支払われた月の収入として計算します。

給与以外の収入があるときは給与等の基準額が異なります。下記をご参照ください。

給与収入等の基準となる額（複数の収入がある場合）

よくあるご相談に、「年金収入や事業収入がある者が、さらにパート収入を得ようとするとき、どの程度の収入であれば被扶養者の収入の範囲内か？」というものがあります。

このときの計算方法は、次のようになります。

被扶養者の収入を、収入の性質により次の3種類に分けます。

収入の性質	収入の種類	あなたの額
年額として考える	・年金（決定通知、改定通知の日付からその額が発生するものとみなす） ・事業収入等、確定申告により金額が確定した収入（確定申告を行った日から次の確定申告をするまで、その額があるものとみなす。認められる経費については13ページ参照）	①
月額として考える	給与収入（給料、賞与、手当等の合計。全額を支払われた月の収入として計算する）	②
日額として考える	雇用保険失業給付、休業給付等、日額により計算されるもの。	③

次の式に当てはめて計算します。

ただし、父母等夫婦の合算基準額が適用される方はこの限りではありませんので、共済組合へご相談ください。

(認定基準額 - 年額の収入の合計 (①)) = 差引後の年額の基準額

差引後の年額の基準額 ÷ 12か月 = 差引後の月額基準額 (注1)

差引後の月額基準額 ÷ 30日 = 差引後の日額基準額 (注2)

(注1) 連続する12か月の収入が差引後の年額の基準額未満かつ②がこの額未満であれば、被扶養者の収入要件を満たしていると考えられます。

上記の「給与収入のある被扶養者が認定取消しとなる場合」も併せてご覧ください。

(注2) ③がこの額未満であれば、被扶養者の収入要件を満たしていると考えられます。

【例1】 90万円の年金収入がある60歳以上の被扶養者（認定基準額180万円）

パート収入を得る場合、連続する12か月で90万円未満、毎月75,000円未満の収入であれば、被扶養者の範囲内の収入となると考えられます。
(180万円 - 90万円) ÷ 12か月 = 75,000円

【例2】 60万円の事業収入のある配偶者（認定基準額130万円）

パート収入を得る場合、連続する12か月で70万円未満、毎月58,334円未満の収入であれば、被扶養者の範囲内の収入となると考えられます。
(130万円 - 60万円) ÷ 12か月 = 58,334円（端数切上）

あなたの被扶養者の資格確認をしてみましょう

- Check ① 被扶養者が就職などで、健康保険の資格を取得した
- Check ② 同居が認定要件となっている被扶養者と別居した
- Check ③ 組合員が主たる生計扶養者ではなくなった
- Check ④ 別居している被扶養者（事実上の別居を含む。）への仕送りをやめた
- Check ⑤ 被扶養者に認定基準額以上の収入が見込まれる
- Check ⑥ 被扶養者の給与収入額が、認定基準額以上となった
- Check ⑦ 被扶養者が確定申告をした際、収入が認定基準額以上となった
- Check ⑧ 被扶養者が認定基準額以上の年金を受給することになった
- Check ⑨ 被扶養者が月額基準額以上の雇用保険を受給することになった

チェックに1つでも当てはまる場合は、速やかに被扶養者資格の取消し手続きをしてください。
また、ここに挙げた内容以外にも取消し要件に該当する場合がありますので、ご質問があれば共済組合保険課までご連絡ください。

被扶養者に係る手続きは所属所の共済組合事務担当課へ

被扶養者の認定を希望するとき

「被扶養者申告書（認定）」

添付書類：組合員が扶養している事実や扶養しなければならない事情が確認できる書類
詳細は、所属所の共済組合事務担当課でご確認ください。

- 被扶養者の要件を備える事由が生じた日から30日以内に届出が必要です。
- 事由発生日から30日を過ぎた場合は、申告書を所属所で受付けた日からの認定となります。

被扶養者の取消しの届出

「被扶養者申告書（取消）」

添付書類：取消日の確認ができる書類および共済組合が交付している証等

- 被扶養者の要件に該当しなくなるときは、速やかに届出が必要です。
- 取消申告が遅れ医療費等の過誤給付が発生した場合は、過誤給付額を共済組合へ返還することとなります。

被扶養者の氏名および住所を変更したとき

「氏名・住所・給付金等振込口座変更申告書」

国民年金第3号の被保険者の届出

「国民年金第3号被保険者関係届」

被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方は、国民年金第3号被保険者となります。届出は共済組合を経由して行いますので、所定の書類を提出してください。

お問い合わせ ▶ 保険課 資格調定担当 ☎ 083-925-6142

短期給付事業について

組合員および被扶養者の医療、休業および災害に係る給付を行っており、法定給付と、共済組合が独自に定めた附加給付があります。

主な給付として、医療機関で受診する際にマイナ保険証等を提示することで、医療費の一部(3割など。以下「自己負担額」という。)を負担するだけで必要な医療を受けられます(「療養の給付」など)。

※マイナ保険証等を使用した場合の給付は、請求手続き不要です。

次のときは、所属所の共済組合事務担当課を通じて請求書を提出してください。

①マイナ保険証等を使用しなかったとき

②下表で請求手続き「要」となっている給付を受けるとき

共済組合受付期限：給付事由が生じた日から起算して2年

ここでいう「マイナ保険証等」とは次のものを含みます

○資格確認書

○停電時等に資格情報通知書により受診したとき

(1) 法定給付 ※休業給付は組合員のみ

種類	内容	請求手続きの要・不要
保健給付	療養の給付 組合員および被扶養者が、病気または負傷により以下の行為を受けた場合 1 診療 2 薬剤または治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護 5 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割	不要
	入院時食事療養費 特定長期入院者(療養病床に入院する65歳以上の組合員および被扶養者)を除く組合員および被扶養者が、保険医療機関等から食事療養を受けた場合 基準額から食事療養標準負担額を控除した額を共済組合が負担	
	入院時生活療養費 特定長期入院者(療養病床に入院する65歳以上の組合員および被扶養者)が、生活療養を受けた場合 基準額から生活療養標準負担額を控除した額を共済組合が負担	
	保険外併用療養費 組合員および被扶養者が、指定の保険医療機関等から評価療養、患者申出療養または選定療養を受けた場合 当該療養において、健康保険が適用となる療養に要する費用については、7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割	要
	療養費 組合員および被扶養者がマイナ保険証等を保険医療機関等へ持参しなかったため医療費を全額自己負担した場合、治療用装具を作製した場合およびやむを得ない事情によりマイナ保険証等を使用できなかった場合 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割	
	訪問看護療養費 組合員および被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割	不要
	移送費 組合員および被扶養者が負傷・疾病により移動が困難な状態で、医師の指示により移送された場合において、共済組合が緊急その他やむを得ないと認めたとき 共済組合が相当と認めた移送に要した費用を負担	要
高額療養費 組合員および被扶養者1人につき1か月(同一月内)に一医療機関ごと(医科・歯科別、入院・外来別)に窓口で支払った医療費に係る自己負担額が高額となり所得区分に応じて定められた自己負担限度額を超えた場合、超えた額を給付 所得区分に応じた自己負担限度額はホームページに掲載 マイナ保険証等を利用した場合は、請求手続きは不要 ただし、低所得者(市町村民税非課税者等)が正しい額で給付を受けるためには、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が必要 マイナ保険証等を利用すると医療機関窓口での支払いが自己負担限度額まで	不要	



種 類	内 容	請求手続きの 要・不要	
保健給付	高額介護 合算療養費	世帯内で医療・介護保険に係る自己負担額が高額となった場合に支給 算定基準額(所得等により異なる)を超えた額の内、共済組合が負担すべき額	要
	出産費	組合員および被扶養者が出産したときに支給 500,000円(在胎週数22週未満の出産や産科医療補償制度未加入の分娩機関における出産は488,000円)	
	埋葬料	組合員および被扶養者が公務によらないで死亡したときに支給 ● 組合員および組合員の死亡当時、被扶養者であった者が請求するとき……50,000円 ● それ以外の者が請求するとき……埋葬に要した費用(最高50,000円)	要
休業給付	傷病手当金	組合員が公務によらない病気または負傷による療養のため引き続き勤務に服することができない場合に支給(1年6か月を限度。結核性の病気は3年) 1日につき標準報酬日額 ^{※1} ×2/3	要
	出産手当金	組合員が出産したとき、出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあつては98日)以内および出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間について支給 1日につき標準報酬日額 ^{※1} ×2/3	
	育児休業 手当金 ^{※2}	組合員が組合員の3歳に満たない子を養育するため育児休業を取得し、勤務に服さなかった場合に支給(育児休業に係る子が1歳に達する日まで。所定の要件に該当している場合は最大2歳まで) 1日につき標準報酬日額 ^{※1} ×50/100(休業期間が180日に達する日までの間は、67/100)	
	育児休業 支援手当金 ^{※2}	一定期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、両親とも通算14日以上育児休業した場合に標準報酬の日額 ^{※1} の13%を支給(上限28日間)	
	育児時短 勤務手当金 ^{※2}	組合員が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務、部分休業をする場合に減収後の報酬の原則10%を支給(支給限度額あり)	
	介護休業 手当金 ^{※2}	組合員が介護休業により勤務に服さなかった場合に支給(同一事由につき最大66日まで) 1日につき標準報酬日額 ^{※1} ×67/100	
	休業手当金	組合員が公務によらない不慮の災害、被扶養者の病気または負傷等の事由により欠勤した場合に支給 1日につき標準報酬日額 ^{※1} ×50/100	
災害給付	弔慰金	組合員および被扶養者が水震災火災その他の非常災害により死亡した場合に支給 組合員…標準報酬月額×1か月分 被扶養者…標準報酬月額×1か月分×70/100	要
	災害見舞金	組合員が非常災害により住宅または家財に損害を受けた場合に支給 損害の程度に応じ 標準報酬月額の0.5か月分～3か月分	

※1 標準報酬日額=標準報酬月額×1/22(ただし、傷病手当金および出産手当金については、標準報酬月額=支給開始月以前の直近の継続した12か月における標準報酬月額の平均額)

※2 雇用保険法に基づく育児・介護休業給付が支給される場合には、共済組合から支給できません。

(2) 一部負担金払戻金および附加給付

種 類	内 容	請求手続きの 要・不要
一部負担金払戻金	組合員および被扶養者1人につき1か月(同じ月内)に1医療機関ごと(医科・歯科別、入院・外来別)に窓口で支払った医療費に係る自己負担額(高額療養費支給額・公費医療給付分を除く。)が基礎控除額を超える場合に支給	不要
附加給付	家族療養費 附加金 1 標準報酬月額530,000円以上の者 支給額=自己負担額-50,000円(基礎控除額) 2 標準報酬月額530,000円未満の者 支給額=自己負担額-25,000円(基礎控除額) (注)100円未満の端数は切捨て。算定額が1,000円に満たない場合は支給されません。	
附加給付	埋葬料附加金 埋葬料が支給される場合に支給 1件につき 30,000円	要

長期給付事業について

※短期組合員には適用されません。短期組合員は、第1号厚生年金に加入します。

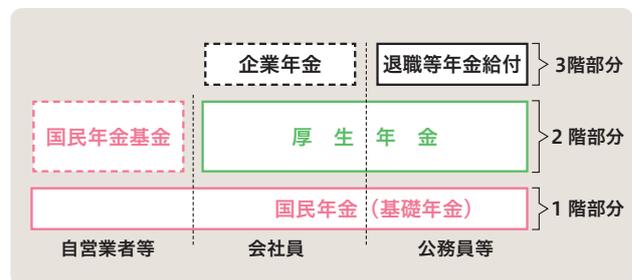
公的年金制度は、20歳以上60歳未満の全国民が加入する「国民年金（基礎年金）」（1階部分）を基礎とし、公務員や会社員が加入する「厚生年金」（2階部分）の2種類に分かれています。また、公的年金の上乗せとして、公務員は、会社員の企業年金に相当する「退職等年金給付」（3階部分）に加入しています（ただし、3階部分は公的年金ではありません。）。

なお、平成27年10月に被用者年金の一元化が行われ、公務員も厚生年金に加入することとなりました。それに伴い、厚生年金の区分を下記の4種類に分け管理することとなりました（地方公務員である本組合の組合員は、第3号厚生年金に加入することとなります。）。

組合員が、退職したとき、在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったとき、あるいは死亡したときに、老後の生活や遺族の生活の支えとして、共済組合（全国市町村職員共済組合連合会等）から年金が支給され、年金額は、在職中の標準報酬総額や加入期間に応じて決定されます。

〈厚生年金の区分〉

区分	加入厚生年金	実施機関
会社員	第1号厚生年金	日本年金機構
国家公務員	第2号厚生年金	国家公務員共済組合等
地方公務員	第3号厚生年金	地方公務員共済組合等
私立学校教職員	第4号厚生年金	日本私立学校振興・共済事業団



●国民年金（基礎年金）

年金種別	対象者	支給要件
老齢基礎年金	被保険者および元被保険者	保険料納付期間等が10年以上ある者が65歳になったとき
障害基礎年金	被保険者および元被保険者	初診日前に保険料納付済期間等が加入期間の3分の2以上ある者が、国民年金法等の障害等級1・2級に該当する障害の状態にあるとき
遺族基礎年金	死亡した被保険者（元被保険者）の配偶者で18歳未満の子がいる者等	死亡時に、その者に扶養されていた18歳の最初の3月31日までの子がいるなどのとき

●厚生年金

年金種別	対象者	支給要件
老齢厚生年金	被保険者および元被保険者	保険料納付期間等が10年以上ある者が*65歳になったとき *昭和36年4月1日より前に生まれた者等については、支給開始年齢の特例があります。
障害厚生年金	被保険者および元被保険者	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、国民年金法等の障害等級1級・2級・3級に該当する程度の障害の状態になったとき
障害手当金	被保険者	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、障害厚生年金の支給要件に該当しないが、一定の障害にあるとき
遺族厚生年金	死亡した被保険者（元被保険者）の配偶者または18歳未満の子等 ※夫、父母の場合は、55歳以上の者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が死亡したとき ●被保険者資格喪失後、被保険者期間中の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき ●障害等級が1・2級の障害厚生年金の受給者が死亡したとき ●老齢厚生年金の受給者（被保険者期間が25年以上の受給者に限る。）または被保険者期間等が25年以上の者が死亡したとき

●退職等年金給付 ※平成27年10月以降の組合員期間を有する者に限る。

年金種別	対象者	支給要件
退職年金	元組合員	次のいずれにも該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上であること ●退職していること ●1年以上引き続き組合員期間を有していること
公務障害年金	組合員および元組合員	公務による病気または負傷に係る傷病の初診日において組合員であった方が、障害等級1級・2級・3級に該当する程度の障害の状態になったとき
公務遺族年金	死亡した組合員（元組合員）の配偶者または18歳未満の子等 ※夫、父母の場合は、55歳以上の者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員が公務傷病により死亡したとき（通勤災害は対象外） ●組合員が退職後、組合員期間中に初診日がある公務傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき ●1級または2級の「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき

あなたの年金の加入状況等をお知らせ

毎年誕生月に 「ねんきん定期便」を送付しています

現在加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、共済組合または日本年金機構は、59歳以下の方に対して「ねんきん定期便」をご自宅へ送付しています。

この「ねんきん定期便」は毎年誕生月に送付し、通知内容は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

ねんきん定期便の通知内容

	50歳未満の方 (圧着ハガキ)	50歳以上の方 (圧着ハガキ)	35歳、45歳の方 (封書)(パンフレット)	59歳の方 (封書)(パンフレット)
これまでの年金加入期間	○	○	○	○
これまでの加入実績に応じた年金額	○		○	
老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額) [*]		○		○
【参考】これまでの保険料納付額(累計額)	○	○	○	○
最近の国民年金(第1号・第3号)納付状況・厚生年金保険の月別状況	○	○		
これまでの年金加入履歴			○	○
これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況			○	○
これまでの国民年金保険料の納付状況			○	○

※老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により、見込額は変化します。

退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る 「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。

財政方式については、一元化前の退職共済年金に係る旧職域部分が賦課方式(注1)であったのに対し、退職等年金給付は積立方式(注2)となります。そのため、前年度の積立額や残高をお知らせすることを目的に、毎年5月末頃に「給付算定基礎額残高通知書」をご自宅へ送付しています。

(注1) 賦課方式…現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式です。現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクがあります。

(注2) 積立方式…将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式です。現役世代の減少による影響を受けません。

年金見込額等をネットで閲覧！

全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル

マイナポータルと連携したサービスを利用して、インターネット上で公務員期間に係る年金加入記録、年金見込額、保険料納付額等が閲覧できます。

※利用には、マイナンバーカードおよびスマートフォン等が必要です。

※すでに老齢厚生年金の支給開始年齢に到達されている方は、利用できません。

※公務員以外の期間に係る年金記録等は、日本年金機構の「ねんきんネット」にて確認してください。

利用申込みはこちらのHPから行ってください。

全国市町村職員共済組合連合会

検索



お問い合わせ

年金課 年金担当

☎ 083-925-6550

福祉事業について

組合員と被扶養者の健康の保持増進、疾病予防、生活の安定を目的に設けられた事業です。

項目	内容	備考	
健康診断	人間ドック	共済組合指定の健診機関で人間ドックを受診する場合、その費用の一部を助成します(事前の申し込みが必要です)。	30歳以上の組合員、被扶養配偶者が対象
	定期健康診断 がん検診	各所属所が実施した健康診断・がん検診に対して、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象
	歯科健診	山口県歯科医師会の会員である歯科医院で、無料で歯科健診を受けることができる歯科健康診断票を配布します。(治療に係る費用は、自己負担となります。)	
	特定健康診査	生活習慣病の発症を防止する目的で、法定の検診を行います。	21ページ参照
疾病予防	インフルエンザ 予防接種	年1回、インフルエンザ予防ワクチンを接種する場合、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象 上限1,000円
	メンタルヘルス 相談	委託相談機関で年度内に3回まで無料で相談できる利用券を配布します。	組合員のみ対象
	禁煙支援	保険医療機関で禁煙外来を受診する場合、自己負担額の全額を助成します。	組合員のみ対象 上限30人
	保健関係図書	健康関連冊子を配布します。	—
	生活習慣病 予防指導	30歳～44歳の生活習慣病リスク者に対しての糖尿病予防プログラムによる保健指導を実施します。	組合員のみ対象 上限20人
	特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症を防止することを目的とした生活指導を行います。	21ページ参照
	健康講座	生活習慣病やがんの予防を目的としたセミナーを行います。	—
保養・ 教養	「防長苑」宿泊利用	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限3,500円
	保養所・ 宿泊施設利用	共済組合が指定する宿泊施設を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限2,000円
	保健・ 文化施設利用	共済組合が指定する保健・文化施設を利用した場合、利用料金の一部を助成します。	施設ごとに助成額が異なります 上限500円
	「防長苑」利用割引	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、利用料金の一部を助成する割引券を発行します。	割引券 1,000円×2枚 (利用料金の半額を上限とします) 食事券 2,000円×1枚
将来設計	ライフプラン セミナー	自らのライフプランについて関心を高めることを目的としたセミナーを行います。	—
	ライフプラン シミュレーション	自らのライフプランについてシミュレーションできます。共済組合ホームページからログインしてご利用ください。 【ID:yamaguchi、パスワード:kyosai】	
	貯金	給料天引き、または振込による積み立てで、財産づくりをお手伝いします。	22ページ参照
	貸付	生活の安定を図ることを目的として、臨時の支出に対する資金の貸付を行います。	23ページ参照

特定健康診査・特定保健指導

自覚症状のないまま進行する生活習慣病の発症を防ぐための、健康管理に関する事業を行っています。実施対象者は、40歳から74歳までの組合員と被扶養者です。

項目	内容	実施対象者	案内および利用方法
特定健康診査	生活習慣病を予防するための健康診査の受診	組合員	各所属所で実施される定期健康診断、または共済組合の人間ドックを受診することで、特定健診を受診したことになります。
		被扶養者	毎年6月頃に、特定健康診査を無料で受診できる「受診券」を自宅へお送りします。
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な方に対するアフターフォロー	組合員 被扶養者	3つの方法のうち、いずれかで実施します。 <ol style="list-style-type: none"> ①保健指導を無料で利用できる「利用券」を送付 → 指定医療機関で指導を実施 ②委託業者による指導の実施 ③特定健康診査および人間ドックの受診後に引き続き指導を実施

2026年度

お得な利用助成券等を配布します

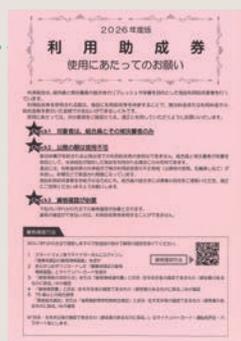
利用者ご自身で必要事項をご記入のうえ利用していただく助成券等を共済だより特別号(本誌)を入れたクリアホルダに同封しています。

ぜひ、ご自宅にお持ち帰りいただき、1年間しっかりとご活用ください。

1

利用助成券使用にあたってのお願い

利用助成券の各対象施設、使用上の注意点および記入方法について説明しています。



各種利用助成券

各種利用助成券の助成金は、事後精算はできませんので、対象施設へお出かけの際は忘れずに助成券をご持参ください。

資格確認書類を併せてご持参ください。



2

防長苑割引券

山口市湯田温泉にある保養所「防長苑」で利用できる割引券です。

防長苑食事券

御食事、テイクアウト等をご利用の際に使用できます。



3

歯科健康診断

歯科健康診断の受診の仕方について説明しています。案内文以降に、受診する際に必要な「歯科健康診断票」があります。



4

メンタルヘルス相談

日常の悩み事について相談できる相談機関一覧と、相談方法や「メンタルヘルス相談利用券」を1つにまとめています。



お問い合わせ

貯金・貸付に関すること
上記以外に関すること

総務課 貯金・貸付担当
保険課 健康推進担当

☎ 083-925-6551
☎ 083-925-6142

1 事業の目的としくみ

組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として、貯金事業を行っています。
組合員の皆さんからお預かりした資金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

対象者

山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

2 貯金利率および運用状況**●貯金利率**

年1.15%(税引前)の半年複利(令和8年4月1日現在)。利率は、金融情勢等により変動することがあります。
付利単位は100円で、毎年3月末および9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

●共済貯金の運用

共済貯金は、金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりません。債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入することはしていません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めています。

3 共済貯金の各種手続き**目 加入方法**

「積立貯金加入・変更・解約申込書」「印鑑登録票」を所属所の共済組合事務担当課を通じて提出してください。
毎月10日共済組合着で、翌月から積立開始となります。
※臨時積立のみを希望される場合も、加入手続きをしてください。

***積立の種類**

- ▷ 毎月の給料からの積立(定例積立)・・・給料から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ▷ ボーナスからの積立(賞与積立)・・・期末・勤勉手当から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ▷ 希望時に任意額を積立(臨時積立)・・・山口銀行の窓口で、専用の振込用紙(所属所の共済組合事務担当課に備付)を使用し、任意額(万円単位、上限100万円)を振込んで積立
臨時積立は年度内2回まで

目 積立額の変更(年2回、募集期間にのみ受付)

- ・ 4月積立分からの変更・・・2月10日～3月10日の間受付
- ・ 10月積立分からの変更・・・8月10日～9月10日の間受付

変更受付期間は
年2回!

目 給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用 ※積立中断中でも、臨時積立は利用できます。

目 払戻し

- ・ 15日送金(前月末日受付)・末日送金(当月15日受付)

目 解約(月1回送金)・・・末日送金(当月10日受付)**目 残高等のお知らせ(年2回・決算期)**

3月末および9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月および10月に所属所経由で配付します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

※各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。

※末日送金は、12月の場合28日となります。

期間
限定

新規加入キャンペーン
～令和8年7月10日まで～

定例積立を申し込みされた場合、防長苑利用券 **2,000円分**プレゼント

お問い合わせ 総務課 貯金担当 ☎ 083-925-6551

組合員の生活の安定を図るため臨時の支出に対する資金の貸付を行っています。

(令和8年4月1日現在)

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付		組合員・家族の生活用品等の購入費用など 例)「自動車の購入」や 「習い事や塾の費用」	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	1.26
住宅貸付		組合員が居住するための住宅の新築や購入、修理などに要する費用 例)「住宅の新築」や 「住宅のリフォーム」など	組合員期間が 1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
在宅介護対応 住宅貸付		組合員が居住するための住宅の新築や購入、修理などをする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	住宅または 災害貸付に 準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が 限度額を超えるとき、超える額のうち 介護対応工事費用を対象とする)	1.00
災害貸付	家財	組合員が居住する住宅・住宅の敷地・家財が水震火災その他の非常災害および盗難による被害を受けたときの修繕などに要する費用	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	0.93
	住宅			組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	再貸付	現に住宅・災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅または住宅の敷地が非常災害による損害を受けたときの修繕などに要する費用		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
特別貸付	医療	組合員、被扶養者の療養に要する費用 例)「インプラント治療(保険適用外部分)」など	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	1.26
	入学	組合員、被扶養者、組合員の子の大学等への入学に要する費用 例)「入学金」や「初年度の授業料、家賃」など		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学	組合員、被扶養者、組合員の子の大学等での修学に要する費用 例)「授業料」や「家賃」など		1月15万円を単年度毎 (修業年限により1～6年) (最高1,080万円)	
	結婚	組合員、被扶養者、組合員の子・孫・兄弟姉妹の婚姻に要する費用 例)「結婚式や披露宴の費用」など		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭	組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹、配偶者の父母の葬祭に要する費用			
高額医療貸付		組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、 任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付		組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※貸付日より前に支払いが終わるもの(医療・入学・修学貸付を除く)、ローンの借換やクレジットの返済などは、貸付の対象となりません。

※貸付利率は固定ではありません。地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率に応じて変動します。

※共済組合を含む金融機関などへの毎月の返済額が給料月額30%を超える場合や、年間の返済額が給料年額の30%を超える場合は、貸付ができません。

※毎月の償還額は、貸付額によって決まり、給与から控除されます。償還額は、共済組合のホームページに掲載の「貸付金額別償還額一覧表」をご覧ください。

※短時間勤務職員の償還額は、任期によって決まりますのでお問い合わせください。

団体保険一覧

※短期組合員は加入できません

ライフサポート（生命保険・医療保険）〔引受保険会社：明治安田生命保険相互会社・明治安田損害保険株式会社〕

保険期間：3月～1年間、募集時期：8月中旬～10月下旬

（中途加入 保険期間9月～半年間 募集時期4月上旬～5月下旬）

項目	継続可能保険年齢	給付内容	対象者	
遺族サポートプラン ★配当金還付対象	70歳	病気や不慮の事故による死亡・高度障害保険金	組合員 配偶者 こども※	
		障害厚生年金1級認定による障害保険金 障害厚生年金1級、2級認定による障害初期給付金	組合員	
遺族サポートロング ★配当金還付対象	80歳	病気や不慮の事故による死亡・高度障害保険金	組合員 配偶者	
総合医療プラン	79歳	入院、ICU治療、手術、手術後療養、介護等給付金、死亡・高度障害保険金等	組合員 配偶者	
先進型医療プラン		入院支援給付金、外来手術給付金・外来放射線治療給付金および先進医療給付金等	組合員 配偶者 こども※	
重病克服プラン		7大疾病および上皮内新生物の治療に対する保険金、死亡・高度障害保険金 (特約の付加により保障内容が異なる)	組合員 配偶者	
長期療養プラン	64歳*	病気やケガで長期休職となった場合の所得補償 *組合員資格喪失時に脱退	組合員	
既加入者専用	長期継続保障	74歳	病気や不慮の事故による死亡・高度障害保険金	組合員 配偶者
	医療保障保険 ★配当金還付対象	69歳	病気やケガで継続して2日以上入院した場合の入院給付金、死亡保険金	組合員 配偶者 こども※

★配当金は、1年ごとの収支計算が行われ、剰余金が生じた場合に還付される
※被扶養者であるこどもに限る

- 遺族サポートロング、総合医療プラン、先進型医療プラン、重病克服プラン、長期療養プラン等への加入は、遺族サポートプランの加入が必要

ゆとり（個人年金）〔引受保険会社：明治安田生命保険相互会社〕

保険期間：3月～1年間、募集時期：8月中旬～10月下旬

項目	継続可能年齢	給付内容	対象者
個人年金ゆとり	62歳*	在職中に積立を行い、年金または一時金で受け取り (個人年金保険料控除の適用あり) *退職時に脱退	組合員

損害保険〔引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社〕

傷害・医療保険募集時期：9月上旬～10月下旬 ※募集時期以外の中途加入可能

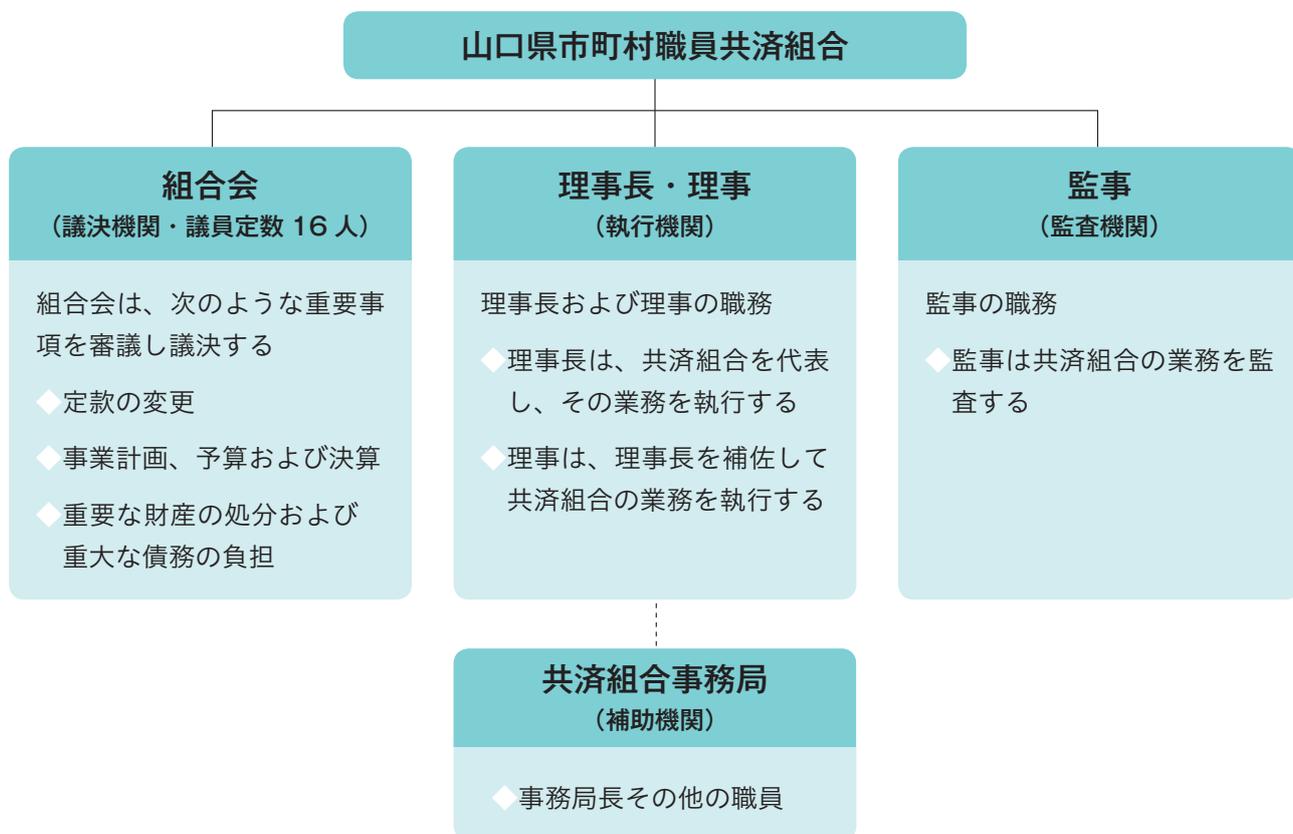
ゴルファー保険募集時期：5月中旬～6月上旬 ※募集時期以外の中途加入可能

項目	加入可能年齢	給付内容	対象者
団体傷害保険	—	傷害事故による死亡・後遺障害、入院、通院、手術等の各種保険金 *個人補償タイプには、弁護士費用総合補償特約セットプランあり	組合員 家族
新・団体医療保険	79歳	疾病による入院、退院後の通院、手術に対する保険金、先進医療等費用	
団体ゴルファー保険	—	ゴルフ場・練習場においての用品の破損、盗難、被保険者のケガ、ゴルフ中の賠償事故等の補償	

制度の詳細はパンフレットをご覧ください（ホームページの団体保険のページ参照）

共済組合の機関

山口県市町村職員共済組合には、その業務を運営するため、次の3つの機関が設けられており、それぞれ役割を分担して共済組合の業務が円滑かつ適正に行われるように努めています。



共済組合事務局	〒753-8529 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 URL: https://www.kyosai-yamaguchi.jp	083-925-6141
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌(共済だより)およびホームページに関する事 ・ 資産の保管および資金の運用に関する事 ・ 組合員の貯金の受入、払戻しに関する事 ・ 組合員の臨時の支出に必要な資金などの貸付けに関する事 ・ 組合員の団体保険等に関する事 	083-925-6551
保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員・任意継続組合員の資格取得・喪失に関する事 ・ 被扶養者の認定・取消に関する事 ・ 掛金・負担金および標準報酬等の報告に関する事 ・ 組合員とその被扶養者の病気、出産、死亡、休業または災害に係る給付に関する事 ・ 人間ドック・その他検診等の助成に関する事 ・ 特定健康診査・特定保健指導に関する事 ・ 組合員の健康相談・健康づくりにかかる事業に関する事 ・ 組合員の保養・教養に関する事 	083-925-6142
年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金に関する事(厚生年金の手続き、試算、加入期間の確認など) ・ 年金相談に関する事 ・ 「年金者連盟」に関する事 	083-925-6550
防長苑	〒753-0077 山口市熊野町4番29号 URL: https://www.bochoen.jp	083-922-3555

山口県市町村職員共済組合は、保養施設やまぐち湯田温泉「防長苑」を運営しております。組合員・ご家族・ご友人とお気軽にご利用ください。組合員・被扶養者の方は宿泊利用助成券や割引券が使えます。



宿 泊

和室(8・10畳)、洋室(シングル・ツインルーム)の全26室をご用意しております。
ご家族・ご友人との気軽な温泉旅行や、防長苑でのご宴会・イベントに参加後の宿泊、山口近郊や湯田温泉での集会後の宿泊など、さまざまなシーンにお役立てください。

オンライン宿泊予約も承っております。防長苑公式HPよりどうぞ。オンライン宿泊予約では多様でお得な和室1泊2食プランを中心に提供しております。
公式HP以外でも、楽天・じゃらん・Yahoo!などの予約サイトからご予約可能。ポイントもたまってさらにお得!!
※シングル・ツインルームご希望の場合や団体でのご利用を予定されている場合はお電話にてお問い合わせください。

宿泊料金はこちらにてご確認ください。➔



会 議・宴 会

和・洋それぞれの大小さまざまな会議室をご用意しております。
また、本格的な和会席や洋食コース料理をはじめ、和・洋それぞれの料理を楽しめる和洋会席料理、山口県内の食材を使用した料理、ビュッフェスタイルをはじめとしたパーティー料理などをお祝い事、御法要、お食事会などさまざまな目的、人数、ご予算に応じてご提供しております。お気軽にお問い合わせください。

メンバーや目的に合わせてメニュー対応いたします

「お酒を飲む人が多いので、酒の肴が中心のメニューにしたい」「女性がほとんどの集まりなのでデザートを豪華にしてほしい」「若いメンバーでとにかくボリュームを重視したい」同じ会席料理・パーティー料理でも、メンバーが違えば好みも変わります。打ち合わせの際はご要望をお伝えください。

ケータリングも承ります

御法要では会席弁当のケータリングも承っております。(配達可能エリアに限りがございます。お問い合わせください。)

会席料理 5,000円から
パーティー料理 4,000円から
飲み放題も対応可能です



温泉

防長苑のある湯田温泉は、無色透明なアルカリ単純泉で、「美肌の湯」と呼ばれております。宿泊以外でも、組合員は温泉を日帰り入浴でご利用いただけます。

受付時間 11:30～21:00 フロントにて受付
料 金 おとな400円：タオル貸出は100円

食事付日帰り入浴でのんびり、湯ったり
個室での休憩・食事付の「日帰り入浴プラン3,850円」等、ゆっくりお過ごしいただけるプランをご用意しております(要予約)。



ランチ

定休日◆毎週土・日曜日、祝日
営業時間◆11:30～14:30
(ラストオーダー 14:00)



お取り寄せ

ふくさし、ふくちりセットなど、防長苑オリジナルの商品を販売しております。一部の商品はオンラインショップで購入できます。



防長苑
オンラインショップ



山口県市町村職員共済組合
<https://www.kyosai-yamaguchi.jp/>



やまぐち湯田温泉 防長苑
<https://www.bochoen.jp/>



防長苑 Facebook
<https://www.facebook.com/bochoen/>



ぐるなび
<https://r.gnavi.co.jp/ahtx6ctth0000/>



防長苑 Line@
<https://lin.ee/emuWupw>



防長苑チャンネル
<https://www.youtube.com/channel/UCBBcRy2WovJkBjwykMpSXUA>



共済事業 説明動画

だれでもいつでも気になったときに「共済組合が行っている事業」の詳細が確認できるように、その目的や内容を説明した動画を作成しました。

事業（項目）ごとの短時間の動画になっておりますので、ガイドブックをお手元に用意し、知りたい項目をご視聴いただき、日々の生活にお役立てください。



山口県市町村職員共済組合

〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141(代表) 083-925-6551(総務課) 083-925-6142(保険課) 083-925-6550(年金課)
発行日/令和8年3月23日 URL <https://www.kyosai-yamaguchi.jp>